

投資家志向に変革する企業会計制度

金融研究部門 佐々木進

わが国の企業会計制度は、今まさに変革プロセスにある。昨今の損失飛ばし、粉飾決算といった一連の企業不祥事などによって、「財務諸表は本当に企業の経営実態を反映しているのか」という声に代表されるように、投資家の不信感は著しく高まっている。そうした不信感を払拭し、さらに I A S（国際会計基準）と調和した企業会計制度を再構築すべく、連結財務諸表制度の改正、連結キャッシュ・フロー計算書の導入、金融商品及び退職給付会計における時価主義の導入、税効果会計の強制適用など、一連の変革が急ピッチで進められている（図表 - 1）。

わが国の企業会計制度の背後にある、商法、証券取引法、法人税法の主な目的は、それぞれ債権者保護（配当可能利益の計算）、投資家保護（投資判断に有用な情報を提供）、税の徴収（課税所得の計算）である。これらは密接に相互関連していることから、「トライアングル体制」と表現されることもあった。

商法にもとづき設立される企業の財務諸表は、商法の規定に準拠する必要がある。また、法人税申告のための財務諸表は、確定決算主義（商法の規定による株主総会の承認が要件）により、商法上の財務諸表が基礎となる。一方、証券取引法上の財務諸表は、株主総会で承認された商法上の財務諸表にもとづいて作成されている。つまり、わが国の企業会計制度は、これまで商法を中心に機

能していた（ただし、実務上は、税務の会計処理に準じるケースが多い）と言える。

ところが、わが国経済が成熟化し、金融システムが間接金融（銀行借入）から直接金融（株式・社債市場からの調達）に徐々にシフトするにしたがって、投資家保護の必要性が表舞台に踊り出た。

また、企業がグローバルに事業活動を展開し、国際資本市場において株式・社債で資金調達する機会が増加する中、諸外国の投資家は、財務諸表の比較可能性を一層望むようになった。こうした状況の下、I A S が脚光を浴びるようになったのである。I A S は、「企業のリスク資本の提供者であって、最も情報要求の高い投資家が経済的意思決定を行う上で、企業の財政状態、経営成績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供すること」を目的とする、投資家志向の会計基準である。

したがって、わが国金融システムの現状、及び I A S との調和を視野に入れた企業会計制度の変革は、「投資判断に有用な情報を提供する機能の強化」が主眼であることを、まず理解しておく必要があるだろう。

では次に、このような情報開示の充実によって、どのようなメリットがもたらされるのだろうか。

株式投資のリターン・リスク特性は、基本的に、企業が事業活動から将来生み出すことが期待される収益とそのリスクによって決まる。ところが、

その事業の収益とリスクの見通しに関する情報の入手・分析に関して、事業を遂行する企業経営者は、投資家に比べて優位な立場にある。こうした「情報の非対称性」が存在するため、投資家がリスクを過大評価すると、資金調達が困難となり企業活動は萎縮する一方、過小評価すると余計な調達により不良資産が生じる可能性がある。

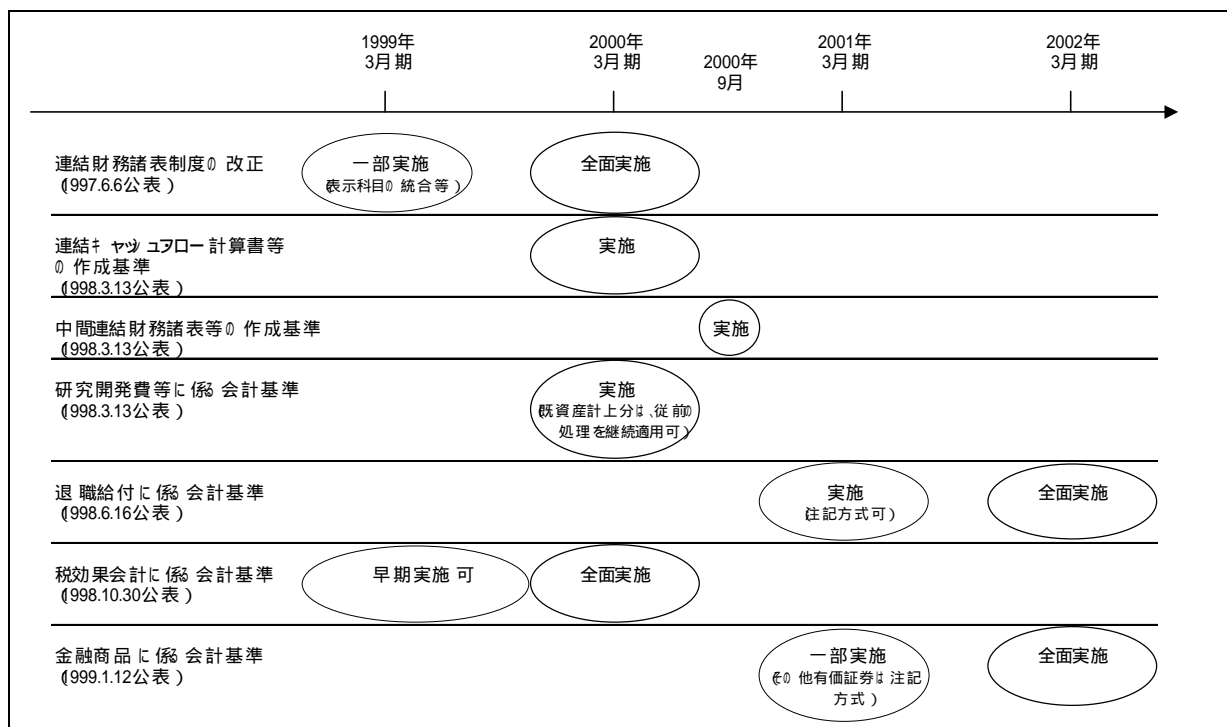
企業も、普通の人間と同様、「自分に都合の良い情報は積極的に開示し、都合の悪い情報をなるべく隠そうとする」もので、自発的な情報開示に限界があるのは、昨今の例からも明らかである。これまで1,200兆円と言われる個人金融資産が、預貯金に歩留まり、株式などのリスク資産に向かわなかったのは、投資家志向の企業会計制度が十分に整備されてこなかったことが一因であろう。つまり、どちらかという、リスクが過大評価（主にバブル経済崩壊後）されていたのである。

ここに、今回の企業会計制度変革の意義がある。

すなわち、企業と投資家間に存在する情報の非対称性を減らし、企業の自発的な情報開示の限界を補うことによって、ミクロ的には投資家の保護、及び企業の資金調達の円滑化、マクロ的には会計リスク・プレミアムの剥落によって、資本市場の効率性を促進するものである。

米国では、「財務諸表は経営者の主張である」とも言われ、投資家とのコミュニケーション・ツールと考えられている。わが国でも、企業は、業績情報の充実に加えて、経営情報（経営者による自社評価、経営戦略、株価評価など）を積極的に開示する必要があるだろう。今後、特に機関投資家の受託者責任、自己責任がより厳しく問われる時代にあっては、投資判断に必要な情報が企業によって提供されることが大前提である。

図表 - 1 証券取引法上の財務諸表における新会計基準の適用時期（省令改正前の基準を含む）



(資料) 企業会計審議会の意見書等よりニッセイ基礎研究所作成

(注) 商法上の財務諸表について、税効果会計は「計算書類規則の一部改正省令(1998.12.21公布)」によって適用されることになった。また、市場価格がある金銭債権、社債、株式等について時価評価を認める内容を含む「商法等の一部を改正する法律案」が、今通常国会に提出されている。

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複製、引用、配布することを禁じます。

Copyright © ニッセイ基礎研究所 1996 All Rights Reserved